

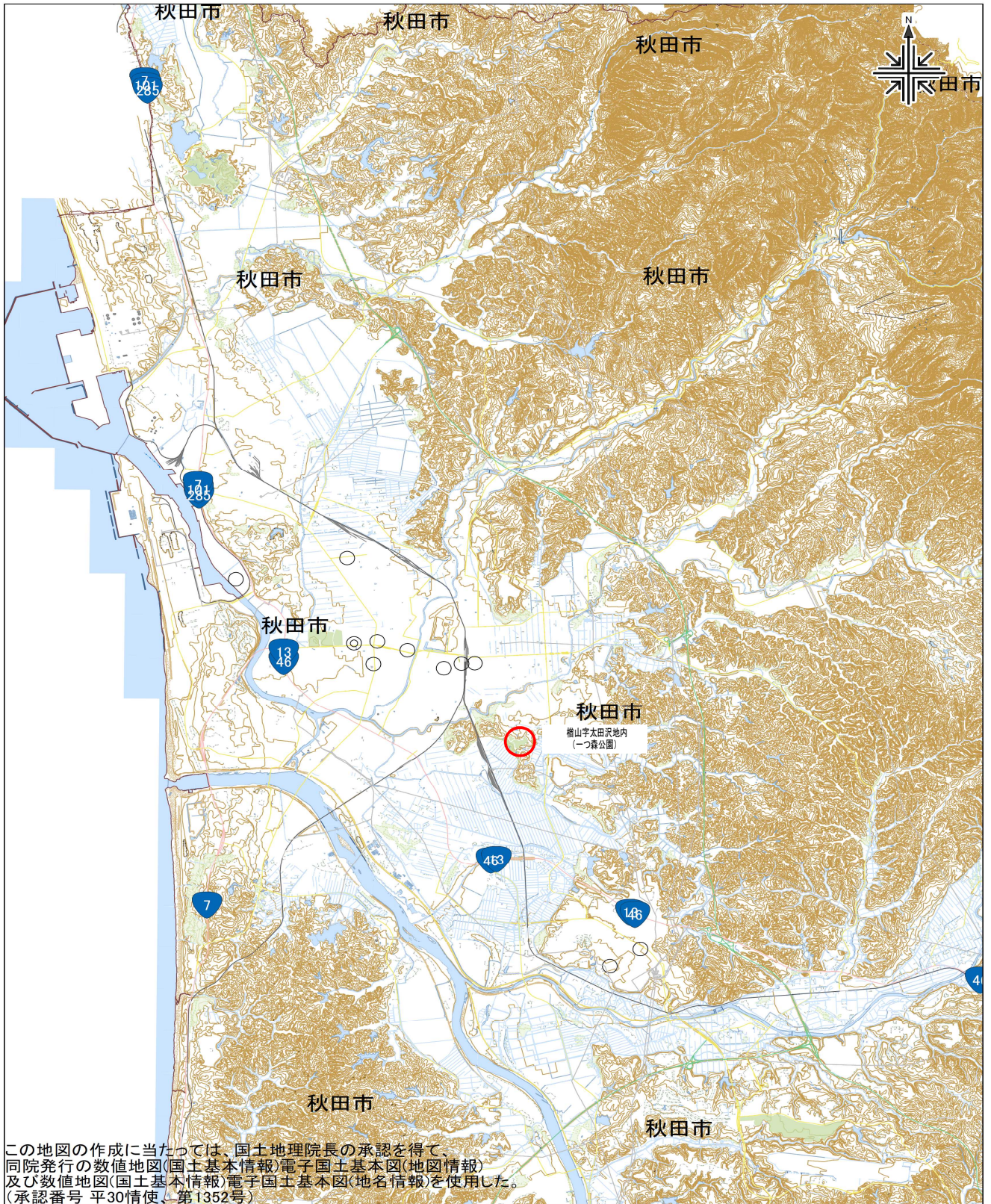
# 設 計 書

工 種	農 森 委
委託番号	第 8 号

課 長		副 参 事		担 当		設計担当者 農地森林整備課 森林整備担当  (内線)
--------	--	-------------	--	--------	--	----------------------------------

年 度	令 和 5 年 度	作成年月日	
委 託 名	マツ林・ナラ林等景観向上事業 森林調査業務委託	業 務 概 要	
		枯損木調査	
委託箇所	秋田市檜山字太田沢地内ほか（一つ森公園）	事業対象地の伐採対象枯損木調査（マツ林）	
		20.00 ha	
設計金額	-	事業対象地の伐採対象枯損木調査（ナラ林）	
		44.00 ha	
財源区分	国補 ・ 県補 ・ 市単		
施行期日	着手から 令和5年8月31日（木）まで		

令和5年度 マツ林・ナラ林等景観向上事業 位置図



0 1 9km

# マツ林・ナラ林等景観向上事業（森林調査）標準仕様書

## （適用範囲）

第1 本仕様書は、「マツ林・ナラ林等景観向上事業 森林調査業務委託（以下「業務」という。）」に適用するものであり、特別な指示のない限りこの仕様書に従い業務を実施しなければならない。

## （目的）

第2 本業務は森林環境や公益的機能の向上を重視した森づくりを図ることを目的とし、松くい虫やカシノナガキクイムシ被害等により、景観の悪化あるいは安全面において支障となる枯損木が存在する森林の現地調査および毎木調査を行う。

## （業務概要）

第3 本業務の概要は以下の通りである。

- (1) 委託場所 秋田市檜山太田沢地内ほか（一つ森公園）
- (2) 業務内容 枯損木調査 一式

## （事前協議）

第4 業務実施に当たり受託者はあらかじめ監督員の指示を受け、具体的な方法について十分協議し、業務を実施しなければならない。

## （受託者の義務）

第5 受託者は、契約の履行にあたり、関係法規・規則等諸法令を遵守するとともに、労務者の管理等法律の定めるところに従い、遺漏のないよう実施すること。また、対象林地の保護管理、特に火災等の予防には万全の措置を講ずること。

## （業務の履行）

第6 枯損木調査は、以下の通り実施すること。

- (1) 調査対象地内の枯損木を毎木調査し、ナンバーテープにより番号を付すこと。
- (2) 枯損木調査データは、枯損木の本数及び材積について集計を行い、枯損木調査表にとりまとめるものとし、集計したデータはCD-R等に保存して提出すること。

## （写真管理）

第7 写真管理にあたっては、以下の通り整備すること。

- (1) デジタルカメラにより撮影し管理データを提出すること。
- (2) 調査箇所の全景写真（着手前と完成の比較が出来るように撮影すること）
- (3) 調査前および調査後、作業状況の写真（原則同一構図とする）
- (4) 対象箇所については事前に監督員と協議し決定するものとする。

(業務の完了)

第8 受託者は、本業務が完了したときは速やかに業務完了報告書をもってその旨を委託者へ通知すること。

(その他)

第9 上記のほか、秋田県が制定する「安全・安心な森整備事業実施要領」および「マツ林・ナラ林等景観向上事業実施基準」に基づき業務を実施すること。また、本仕様書に記載のない事項については監督員の指示を受けること。

# 内 訳 表

秋田市檜山字太田沢地内ほか（一つ森公園）

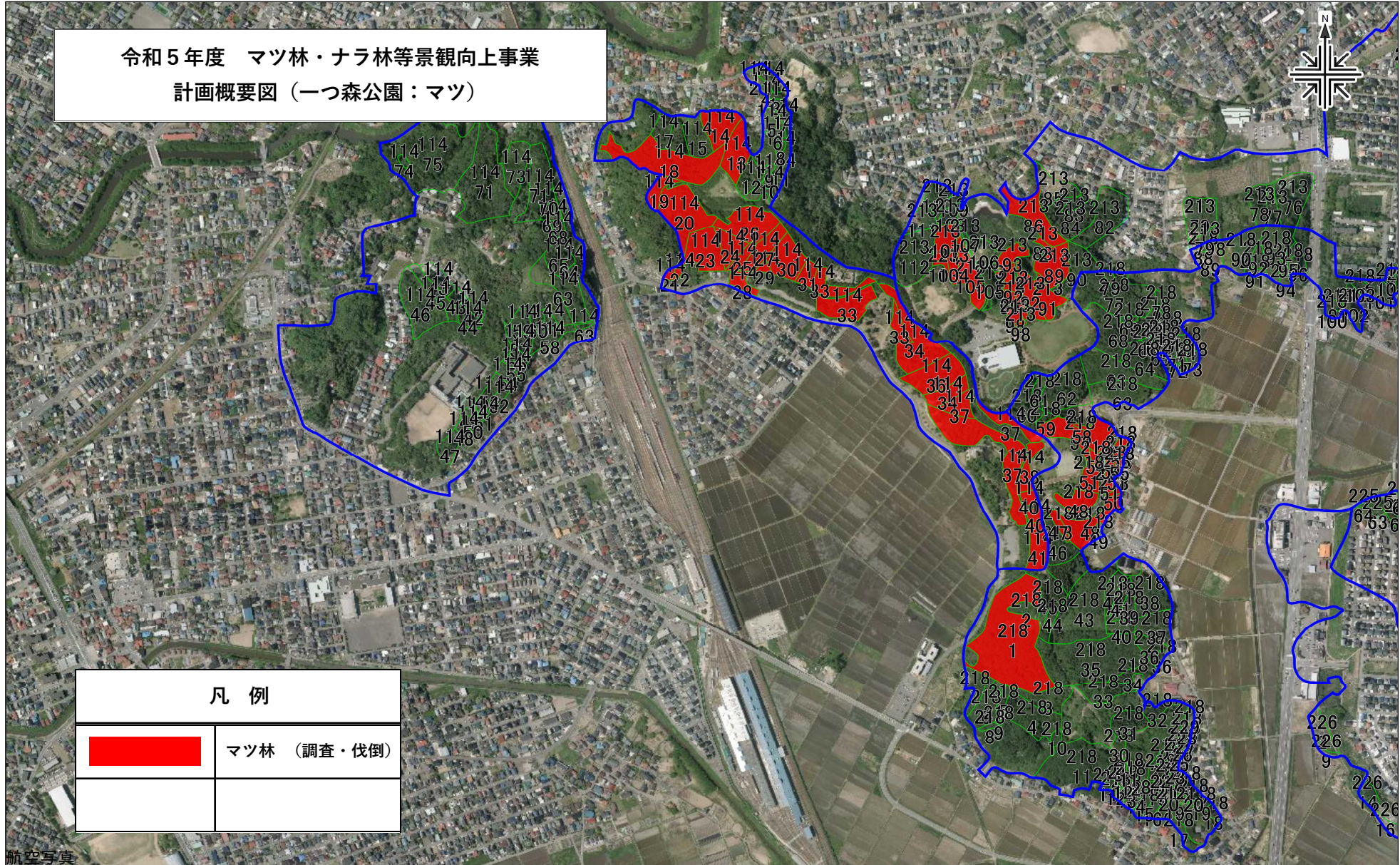
名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
枯損木調査		1.00	式			
業務価格						万円未満切り捨て
消費税						業務価格の10%
業務価格計						

# 明 細 表

秋田市檜山字太田沢地内ほか（一つ森公園）

名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
枯損木調査 (マツ林)		20.00	ha			マツ林・ナラ林等景観向上事業 (マツ林) 標準単価表 (マツ林森林調査)
枯損木調査 (ナラ林)		44.00	ha			マツ林・ナラ林等景観向上事業 (マツ林) 標準単価表 (ナラ林森林調査)
合 計		64.00	ha			

令和5年度 マツ林・ナラ林等景観向上事業  
 計画概要図（一つ森公園：マツ）



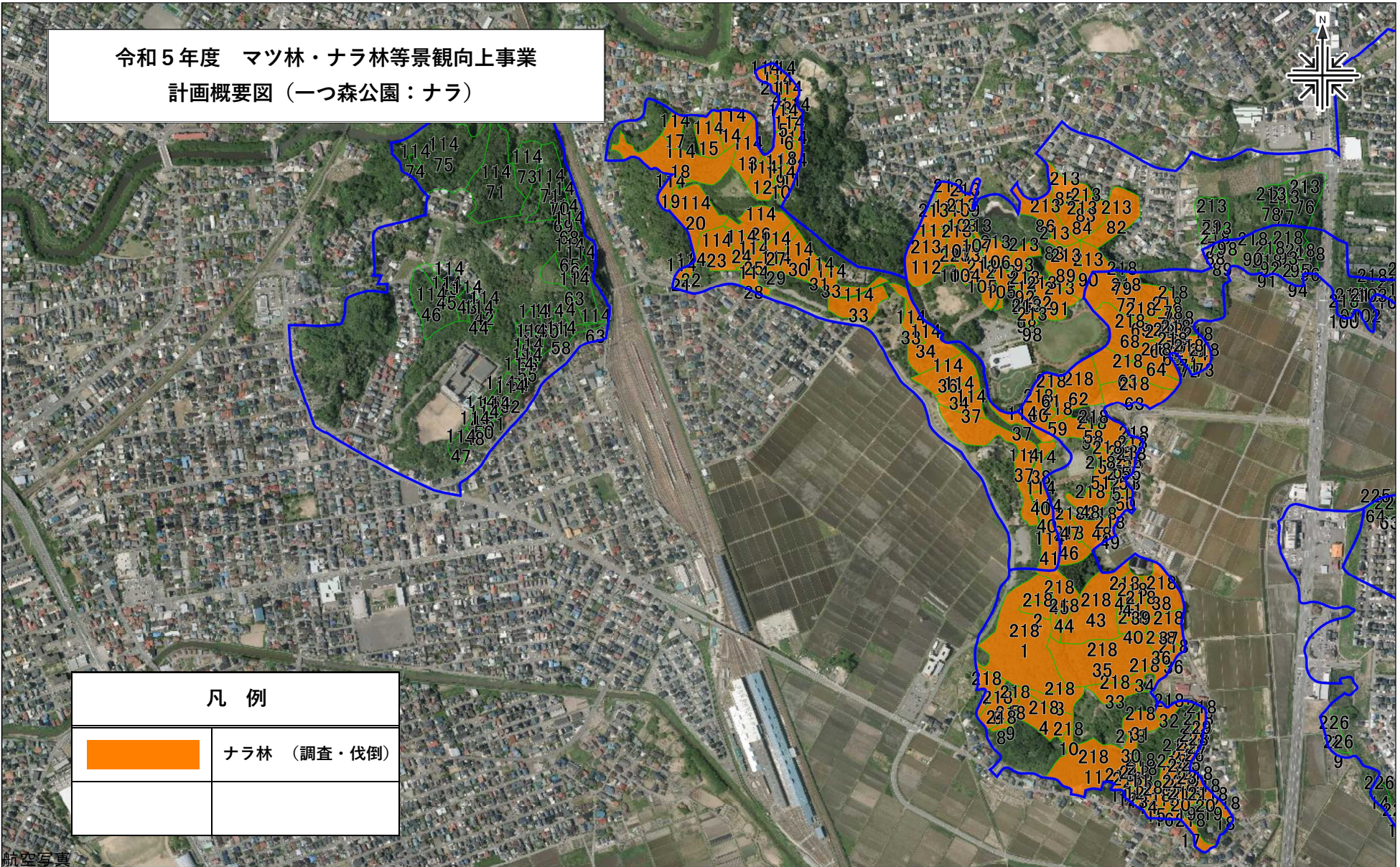
凡 例

	マツ林（調査・伐倒）

航空写真  
 UserID = 210463



令和5年度 マツ林・ナラ林等景観向上事業  
 計画概要図（一つ森公園：ナラ）



凡 例

	ナラ林（調査・伐倒）

航空写真  
 UserID = 210463

